制定 平成25年 3月27日 原規総発第130326013号 原子力規制委員会決定改正 平成30年 4月 1日 原規法発第1803301号 原子力規制委員会決定改正 令和 元年 7月24日 原規法発第1907241号 原子力規制委員会決定改正 令和 2年11月18日 原規総発第2011183号 原子力規制委員会決定

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく原子力規制委員会の 処分に係る審査基準等を次のように定める。

平成25年3月27日

原子力規制委員会

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく原子力規制委員会の 処分に係る審査基準等

放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)に基づく原子力規制委員会の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準、同法第6条の規定による標準処理期間及び同法第12条第1項の規定による処分の基準は、別表のとおりとする。

なお、別表中で記載する条項は、特に記載のない限り、放射性同位元素等の規制に関する法律の該当する条項を指すものとする。

附則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和元年9月1日から施行する。
- この規程は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部 を改正する規則の施行の日(令和3年1月1日)から施行する。

	T		(別表)
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
		基準は、第5条及び第6	
		条並びに放射性同位元素	
		等の規制に関する法律施	
		行規則(昭和35年総理	
 第 3 条第 1 項	 使用の許可	府第令56号。以下「規	90日間
分 3 未 分 1 · 只		則」という。)第8条、	<i>3</i> О Ц [f]
		第14条の7、第14条	
		の9及び第14条の11	
		に規定されている。(※	
		1)	
		基準は、第5条及び第7	
		条並びに規則第8条、第	
holes a lity on a holes of mit		14条の8、第14条の	0 0 1 111
第4条の2第1項	廃棄の業の許可	10及び第14条の11	90日間
		に規定されている。(※	
		2)	
loke a G lit loke G at	使用の許可に係る事	(※1) の基準と同様	90日間
第10条第2項	項の変更の許可		
	廃棄の業に係る事項		0 0 1 111
第11条第2項	の変更の許可	(※2)の基準と同様	90日間
		基準は、第12条の3、	
		規則第14条の3及び設	
	放射性同位元素装備	計認証等に関する技術上	
haba , a by _ a baba , ar	機器の設計の認証	の基準に係る細目を定め	
第12条の2第1項	(原子力規制委員会	る告示(平成17年文部	90日間
	が行う場合)	科学省告示第94号)に	
		規定されている。(※	
		3)	
		基準は、第40条及び第	
第12条の2第1項	登録認証機関の登録	41条第1項に規定され	90日間
		ている。	
	放射性同位元素装備		
第12条の2第2項	機器の特定設計の認	(※3) の基準と同様	90日間
	証(原子力規制委員		
	1		

	会が行う場合)		
第12条の8第1項 及び第2項	施設検査の合格(原 子力規制委員会が行 う場合)	基準は、第12条の8第 3項に規定されている。	60日間
第12条の8第1項	登録検査機関の登録	基準は、第41条の16 において読み替えて準用 する第40条及び第41 条第1項に規定されてい る。	90日間
第12条の10	登録定期確認機関の 登録	基準は、第41条の18 において読み替えて準用 する第40条及び第41 条第1項に規定されてい る。	90日間
第18条第2項(第 25条の5の規定に より適用する場合を 含む。)	運搬物に関する確認 (原子力規制委員会 が行う場合)	基準は、第18条の2、第18条の3、第18条の3、第18条の6及び第18条の6及び第18条の7(第18条の7にの4の6分では規をでは規をでは、定含に対しての4分がは、定合に対しての4分がは、定合に対している。等の18をでは、対しては対しては対してがある。第17条に対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては	6 0 日間
第18条第2項	登録運搬物確認機関 の登録	基準は、第41条の21 の2及び第41条の22 において読み替えて準用 する第40条に規定され	90日間

		ている。	
		基準は、規則第18条の	
		2 から第18条の12ま	
		で(第18条の5から第	
第18条第3項(第		18条の7まで及び第1	
25条の5の規定に	運搬容器の承認	8条の12については、	60日間
より適用する場合を	是 // 以 石 · 和 · · / / 八 和 · ·	第24条の2の4の規定	0 0 11 [11]
含む。)		により適用する場合を含	
		む。)及び外運搬告示に	
		規定されている。	
		基準は、第19条第2項	
第19条の2第1項	廃棄に関する確認	及び規則第19条第5項	注 1
311 0 X 10 Z 311 X	元米で 因力 も 単心	に規定されている。	
		基準は、第19条第1項	
	廃棄物埋設に関する	及び規則第19条第1項	
第19条の2第2項	確認(原子力規制委	第17号に規定されてい	注 1
	員会が行う場合)	る。	
		基準は、第41条の24	
	登録埋設確認機関の 登録	において読み替えて準用	
第19条の2第2項		する第40条及び第41	90日間
)		条第1項に規定されてい	
		る。	
	法人の合併又は分割	-	
第26条の2第1項	の認可(許可使用	(※1)の基準と同様	30日間
	者)		
	法人の合併又は分割		
第26条の2第2項	の認可(許可廃棄業	(※2)の基準と同様	30日間
	者)		
http: O O A A T - I have I	廃棄物埋設地の譲受	()*/ 0) 0 ++ 3/4) 13/4	0.01
第26条の4第1項	けの許可	(※2)の基準と同様	90日間
		基準は、規則第29条の	
第33条の3第1項	放射能濃度の確認 (原子力規制委員会 が行う場合)	2及び放射線を放出する	
		同位元素の数量等を定め)) - 1
		る件(平成12年科学技	注 I
		術庁告示第5号)第27	
		条に規定されている。	
第33条の3第1項	(原子力規制委員会	2及び放射線を放出する 同位元素の数量等を定め る件(平成12年科学技 術庁告示第5号)第27	注 1

1			
第33条の3第1項	登録濃度確認機関の 登録	基準は、第41条の26 において読み替えて準用 する第40条及び第41 条第1項に規定されてい る。	90日間
第33条の3第2項	放射能濃度の測定及 び評価方法の認可	基準は、規則第29条の 7に規定されている。	注
第35条第2項	第1種放射線取扱主 任者免状の交付	基準は、第35条第2項 及び第5項に規定されて いる。	30日間
第35条第2項	登録試験機関の登録	基準は、第41条の28 及び第41条の30において読み替えて準用する 第40条に規定されている。	30日間
第35条第2項	登録資格講習機関の 登録	基準は、第41条の32 及び第41条の34において読み替えて準用する 第40条に規定されている。	30日間
第35条第3項	第2種放射線取扱主 任者免状の交付	基準は、第35条第3項 及び第5項に規定されて いる。	30日間
第35条第4項	第3種放射線取扱主 任者免状の交付	基準は、第35条第4項 及び第5項に規定されて いる。	30日間
第36条の2第1項	登録放射線取扱主任 者定期講習機関の登 録	基準は、第41条の36 及び第41条の40において読み替えて準用する 第40条に規定されている。	90日間
第38条の3におい て読み替えて準用す る第36条の2第1 項	登録特定放射性同位 元素防護管理者定期 講習機関の登録	基準は、第41条の42 及び第41条の46において読み替えて準用する 第40条に規定されている。	90日間

		Lucian i de la lac	
		基準は、第41条の2第 2項において読み替えて	
第41条の2第1項	登録認証機関の登録	準用する第40条及び第	30日間
カ41米の2分1項 	更新	41条に規定されてい	ооцы
		る。	
		基準は、第41条の5第	
		2項、登録認証機関等に	
		関する規則(平成17年	
		文部科学省令第37号。	
		以下「機関則」とい	
		う。)第8条及び登録認	
		 証機関等における設計認	
第41条の5第1項	登録認証機関の業務	証業務規程等の審査基準	30日間
前段	規程の認可	及び放射線取扱主任者定	
		期講習業務規程の確認の	
		視点について(原規放発	
		第 17121319 号。以下	
		「業務規程の審査基準	
		等」という。)に規定さ	
		れている。	
第41条の5第1項	登録認証機関の業務	同上	30日間
後段	規程の変更の認可	N-1.	о о ы ні
 第41条の6	登録認証機関の業務	注 2	 注1
	の休廃止の許可		
第41条の16にお		基準は、第41条の16	
いて読み替えて準用	登録検査機関の登録	において読み替えて準用	30日間
する第41条の2第	更新	する第40条及び第41	
1項		条に規定されている。	
		基準は、第41条の16	
第41条の16にお		において読み替えて準用	
いて読み替えて準用	登録検査機関の業務	する第41条の5第2	30日間
する第41条の5第	規程の認可	項、機関則第22条及び	
1 項前段 		業務規程の審査基準等に	
haha ha		規定されている。	
第41条の16にお	登録検査機関の業務	同上	30日間
いて準用する第41	規程の変更の認可		

		Г	
条の5第1項後段			
第41条の16にお	 登録検査機関の業務		
いて読み替えて準用	の休廃止の許可	注 2	注1
する第41条の6	♥クトト焼血♥クティドラ		
第41条の18にお		基準は、第41条の18	
いて読み替えて準用	登録定期確認機関の	において読み替えて準用	2.0 🗆 🖽
する第41条の2第	登録更新	する第40条及び第41	30日間
1項		条に規定されている。	
		基準は、第41条の18	
第41条の18にお		において読み替えて準用	
いて読み替えて準用	登録定期確認機関の	する第41条の5第2	
する第41条の5第	業務規程の認可	項、機関則第36条及び	30日間
1項前段		業務規程の審査基準等に	
		規定されている。	
第41条の18にお	登録定期確認機関の		
いて準用する第41	業務規程の変更の認	同上	30日間
条の5第1項後段	可		
第41条の18にお	7V / 75 140 ~ L = 27 17V 100		
いて読み替えて準用	登録定期確認機関の	注 2	注 1
する第41条の6	業務の休廃止の許可		
Mr A 1 M C C C C		基準は、第41条の21	
第41条の22にお	▽♡ △크 'V프 Ján. d.L. 'PA- 크키 L/IV PB	の2及び第41条の22	
いて読み替えて準用	登録運搬物確認機関	において読み替えて準用	30日間
する第41条の2第	の登録更新	する第40条に規定され	
1項		ている。	
		基準は、第41条の22	
第41条の22にお		において読み替えて準用	
いて読み替えて準用	登録運搬物確認機関	する第41条の5第2	
する第41条の5前	の業務規程の認可	項、機関則第50条及び	30日間
段		業務規程の審査基準等に	
		規定されている。	
第41条の22にお	登録運搬物確認機関		
いて準用する第41	の業務規程の変更の	同上	30日間
条の5後段	認可		
第41条の22にお	登録運搬物確認機関		
いて読み替えて準用	の業務の休廃止の許	注 2	注 1
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	7,757 · 11 /20 × H1		

十7年11夕のC	ਜ਼		
する第41条の6	可	++ >/+) 1	
第41条の24にお		基準は、第41条の24	
いて読み替えて準用	登録埋設確認機関の	において読み替えて準用	30日間
する第41条の2第	登録更新	する第40条及び第41	
1項		条に規定されている。	
		基準は、第41条の24	
第41条の24にお		において読み替えて準用	
いて読み替えて準用	登録埋設確認機関の	する第41条の5第2	2 0 11 111
する第41条の5第	業務規程の認可	項、機関則第64条及び	30日間
1項前段		業務規程の審査基準等に	
		規定されている。	
第41条の24にお	登録埋設確認機関の		
 いて準用する第41	業務規程の変更の認	同上	30日間
条の5第1項後段	可		
第41条の24にお			
いて読み替えて準用	登録埋設確認機関の	 注2	注1
する第41条の6	業務の休廃止の許可		
第41条の26にお		基準は、第41条の26	
いて読み替えて準用	 登録濃度確認機関の	において読み替えて準用	
する第41条の2第	登録更新	する第40条及び第41	30日間
1項	3.50 × 101	条に規定されている。	
1.4		基準は、第41条の26	
第41条の26にお		金牛は、 第41 未り 20	
いて読み替えて準用	 登録濃度確認機関の	する第41条の5第2	
			30日間
する第41条の5第	業務規程の認可	項、機関則第78条及び	
1項前段		業務規程の審査基準等に	
false a free control of		規定されている。	
第41条の26にお	登録濃度確認機関の		
いて準用する第41	業務規程の変更の認	同上	30日間
条の5第1項後段	可		
第41条の26にお	 登録濃度確認機関の		
いて読み替えて準用	業務の休廃止の許可	注 2	注1
する第41条の6	1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/		
第41条の30にお	※急針般機関の契約.	基準は、第41条の28	
いて読み替えて準用	登録試験機関の登録	及び第41条の30にお	30日間
する第41条の2第	更新	いて読み替えて準用する	

1項		第40条に規定されてい	
		る。	
		基準は、第41条の30	
第41条の30にお		において読み替えて準用	
いて読み替えて準用	登録試験機関の業務	する第41条の5第2	30日間
する第41条の5第	規程の認可	項、機関則第92条及び	0 0 11 [11]
1項前段		業務規程の審査基準等に	
		規定されている。	
第41条の30にお	登録試験機関の業務		
いて準用する第41	規程の変更の認可	同上	30日間
条の5第1項後段			
第41条の30にお	지 스크 - L I I I I I I I I I I I I I I I I I I		
いて読み替えて準用	登録試験機関の業務	注 2	注 1
する第41条の6	の休廃止の許可		
the A of the Co.		基準は、第41条の32	
第41条の34にお	The Man I was a second and a second a second and a second a second and	及び第41条の34にお	
いて読み替えて準用	登録資格講習機関の	 いて読み替えて準用する	30日間
する第41条の2第	登録更新	第40条に規定されてい	
1項		る。	
		基準は、第41条の34	
第41条の34にお		において読み替えて準用	
いて読み替えて準用	 登録資格講習機関の	する第41条の5第2	
する第41条の5第	業務規程の認可	項、機関則第104条及	30日間
1項前段	2.44/4/2/21 Mrg. 4	び業務規程の審査基準等	
- AngrA		に規定されている。	
第41条の34にお	 登録資格講習機関の	1-19675 - 40 - 4 - 00	
いて準用する第41	業務規程の変更の認	同上	30日間
条の5第1項後段	未労別性の変更の部 可	H1 T	
	-1		
第41条の34にお	登録資格講習機関の	社 9	<i>></i> → 1
いて読み替えて準用	業務の休廃止の許可	注 2	注1
する第41条の6		++ 2/4/2 \ 3	
第41条の40にお		基準は、第41条の36	
いて読み替えて準用	登録放射線取扱主任	及び第41条の40にお	
する第41条の2第	者定期講習機関の登	いて読み替えて準用され	30日間
1項	録更新	る第40条に規定されて	
		いる。	

第41条の46において読み替えて準用する第41条の2第 1項	登録特定放射性同位 元素防護管理者定期 講習機関の登録更新	基準は、第41条の42 及び第41条の46において読み替えて準用する 第40条に規定されている。	30日間
	【その)他】	
規則第18条の17 第4項(第24条の 2の7の規定により 適用する場合を含む。)	放射性輸送物の設計の承認	基準は、規則第18条の 2から第18条の12ま で(第18条の5から第 18条の7まで及び第1 8条の12については、 第24条の2の4の規定 により適用する場合を含 む。)及び外運搬告示に 規定されている。	60日間
外運搬告示第1条の 2第1項第1号ただ し書及び第2号ただ し書	放射性同位元素等の 免除濃度及び免除量 の承認	注 2	注 1
外運搬告示第1条の 2第1項第4号	製品に含まれる放射 性同位元素の承認	注 2	注 1
外運搬告示第2条第 1項第1号の表上欄	特別形放射性同位元素等の設計の承認	基準は、外運搬告示第2 条第1項第1号の表上欄 イ及びロに規定されてい る。	注 1
外運搬告示第2条 第1項第1号の表 下欄	外運搬告示別表第 2の第2欄又は第 3欄に掲げる数量 の承認	基準は、外運搬告示別表 第2に規定されている。	注 1

注1:申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない。

注2:具体的な審査基準を作成することは困難であるため、具体的な審査基準を設定しない。